

# 平成30年度職員採用試験(追加募集)案内

平成30年9月27日

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1

電話(0884)62-1121

〒771-5295 **那 賀 町**

◎試 験 日 平成30年11月18日(日)

◎申込受付期間 平成30年10月4日(木)～平成30年10月19日(金)

詳しくは、下記8項をご覧ください。

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 の 内 容
看 護 師	4名程度	那賀町の関係部署において、看護師の業務に従事します。
社会福祉士	1名程度	那賀町の関係部署において、専門の業務に従事します。
介護支援専門員	1名程度	那賀町の関係部署において、専門の業務に従事します。

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

採用予定人数は変更になる場合があります。

## 2. 受験資格

試験区分		受験資格
看護師	短期大学卒業程度	昭和43年4月2日以降に生まれた者で、看護師の資格を有する者又は平成31年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者
社会福祉士	短期大学卒業程度	昭和53年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は平成31年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者
介護支援専門員	短期大学卒業程度	昭和43年4月2日以降に生まれた者で、介護支援専門員の資格を有する者又は、平成31年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

☆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 那賀町において懲戒免職の処分を受けた者。
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

## 3. 試験の日時及び試験場

区分	日時	場所
第1次試験	<b>平成30年11月18日（日）</b> (1) 受付時間 午前9時30分から (2) 試験時間 午前10時から	<b>那賀町地域交流センター</b> (那賀町和食郷字南川104番地1) ※駐車場あり
第2次試験	平成30年12月中旬 (日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

#### 4. 試験の方法及び内容

(1) 次のとおり行います。

試験種目	時 間	方 法 及 び 内 容
教養・専門試験 (全職種)	午前10時00分から 午後0時00分まで	公務員として必要な一般知識及び知能について 択一式による筆記試験を行います。
適正検査 (看護師)	午後1時00分から 午後1時50分まで	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面からみます。
職場適応性検査及び 一般性格診断検査 (社会福祉士及び 介護支援専門員)	午後1時00分から 午後2時00分まで	公務員に求められる資質また公務員への適応性について職務への対応や対人関係での性格特性を見ます。

(2) 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、さらに職員としてふさわしい人物を選抜するため、次のとおり行います。

試験種目	方 法 及 び 内 容
作文試験 (全職種)	公務員として必要な思考力、文章による表現能力、課題に対する理解力を有するかどうかについて試験を行います。
口述試験 (全職種)	主として人柄、性格などを見るため、個別面接により行います。

#### 5. 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、平成30年12月上旬に那賀町の指定する掲示板に告示するとともに、合格者には文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、平成31年1月上旬に那賀町の指定する掲示板に告示するとともに、合否にかかわらず文書で通知します。

#### 6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は必ずしも全員採用されるとは限りません。  
この名簿の有効期間は原則として1年間とします。また、受験資格に記載された期限までに当該資格または免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (2) 採用は、原則として平成31年4月1日以降です。

#### 7. 給与

採用された場合の給与は、那賀町職員の給与条例に基づいて支給されます。

## 8. 受験手続き及び申込受付期間

### (1) 申込用紙

申込用紙は、那賀町役場総務課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求（試験区分〇〇〇〇）」と朱書し、あて先明記の120円切手を貼った返信用のA4封筒を必ず同封してください。

### (2) 受験申込先

那賀町役場総務課宛

### (3) 受付期間

ア 平成30年10月4日（木）から平成30年10月19日（金）までの執務日（10月8日を除く月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時まで受付します。

イ 郵便による申込の場合は、封筒の表に「試験申込（試験区分〇〇〇〇）」と朱書し、必ず「書留郵便」にしてください。この場合は、受験申込書の郵便はがきに宛先を記入し、62円切手を必ず貼ってください。

平成30年10月19日までの消印のあるものに限り受付します。

**受付期間経過後の申込は、一切受付いたしませんので十分注意してください。**

### (4) 提出書類

職員採用試験申込書1部（所定の申込用紙を使用すること。）

### (5) 受験票

ア 申込を受理された試験申込者には、受験票を交付します。

（郵便による申込みの場合は郵便で交付します。）

イ 受験票の写真は申込の際に貼ってはいけません。申込後、受験票を受け取ってから申込前6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向の本人と確認できる写真（縦4.5cm・横3.5cm）を貼って第1次試験当日必ず持参してください。

試験当日、受験票のない場合、受験票に写真の貼っていない場合又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受験できません。

ウ 申込後10月31日までに受験票が到着しない場合は、電話で那賀町役場総務課へ連絡してください。（0884-62-1121）

### (6) その他

ア この試験について詳しく知りたい方は、那賀町役場総務課（電話0884-62-1121）へお問い合わせ下さい。

なお、郵便によるお問い合わせは、あて先明記の返信用封筒を同封してください。

イ 第1次試験の択一式試験の採点はコンピューターにより行いますから、HBの鉛筆及びよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参して下さい。

ウ 時計は、時計機能だけのものに限ります。（携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。）

エ 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに那賀町のホームページでお知らせします。

